

第1回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和3年7月21日（水）11時00分～11時20分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、林委員

使用者代表委員 花原委員、平木委員、宮城委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、宮地監督課長、今井賃金室長

野口賃金室長補佐、田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 鳥取県最低賃金専門部会の運営について
- (3) 鳥取県最低賃金の改正審議について
- (4) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取県最低賃金専門部会委員名簿
- (2) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程
- (3) 新型コロナウイルスの感染症に起因する雇用への影響に関する情報（7月9日現在集計分）
- (4) 新型コロナウイルスの影響による雇用調整助成金等の支給状況及び解雇・雇い止め者数について（令和3年6月28日）

6 議事内容

○野口賃金室長補佐 ただ今から第1回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は委員全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

傍聴者の方々には受付でお渡ししております遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行させていただきます。

それでは、まず、労働基準部長の高橋から御挨拶させていただきます。

○高橋労働基準部長 労働基準部長の高橋でございます。専門部会委員の皆様方には大変お忙しいところ、当部会へ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は第1回目の専門部会でございます。これから鳥取県最低賃金の金額審議が始まることとなります。先ほど本審で改定状況調査の集計誤りを御説明させていただき、また、最低賃金に関する基礎調査は取りまとめの関係で本審で御提出できなかったことについて、改めておわび申し上げます。

それで、会長から認識ということいただきましたが、本当に最低賃金に関わる調査関係は非常に重要なデータになりますので、引き続き事務局といたしましても、適正な正確な資料の提出に心掛けていきたいと考えております。

また、これから専門部会につきましては、この暑い時期に集中的な御審議をいただくこととなりますが、事務局といたしましても、専門部会の円滑な運営に向けまして、適正な関係資料の作成に努めると共に、また、今後の御審議が円滑に回るよう運営してまいりたいと考えておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○野口賃金室長補佐 それでは、議事に入らせていただきます。

議事(1)の部会長及び部会長代理の選出についてでございますが、最低賃金法第25条第4項の規定により、部会長及び部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。

選挙の方法につきましては、慣例により、委員から推薦を頂き、全ての委員の同意をもって決定しておりますが、本年も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

それでは、部会長及び部会長代理について、御推薦いただけますでしょうか。

○石川委員 それでは、よろしいでしょうか。

○野口貸金室長補佐 お願いいたします。

○石川委員 この部会の性格、それから、委員の構成を考えましたときに、本審と同様、部会長に佐藤委員を、それから部会長代理に中野委員を推薦したいと思います。

○野口貸金室長補佐 部会長に佐藤委員、部会長代理に中野委員を御推薦いただきましたが、御異議無ければ、御承認いただいたということでよろしいでしょうか。（「異議無し」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

全員の承認を頂きましたので、佐藤委員に部会長を、中野委員に部会長代理をお願いします。

それでは、佐藤部会長、中野部会長代理に御挨拶を頂きます。よろしく申し上げます。

○佐藤部会長 佐藤です。本審の会長に引き続きまして、この専門部会の部会長の方も引き受けさせていただくことになりました。

本審の方でもお話しさせていただいたとおり、今年はかなり熱い審議になるかと思しますので、皆さんの御協力をいただけたら幸いだと思えます。とにかくこの公労使、三者が納得のいく結論を出せるように徹底的に審議をしていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○中野部会長代理 部会長代理をさせていただきます中野です。部会長と一緒に会を進めていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○野口貸金室長補佐 それでは、佐藤部会長、この後の議事進行につきまして、よろしくお願いいたします。

○佐藤部会長 それでは、議事の2番目、鳥取県最低貸金専門部会の運営について、事務局から専門部会及び議事録の公開、議事録の確認及び署名等についての説明をお願いいたします。

○今井貸金室長 専門部会及び議事録の公開、議事録の署名等につきましては、本審と同様に、専門部会は公開とし、議事録も、個人・団体名など個人情報に係るものを除き、公開の取扱いとし、議事録の確認及び署名委員につきましては、部会長が指名した委員2名が署名していただくことでよろしいか、御確認をお願いいたします。

○佐藤部会長 ただ今の事務局の説明について、何か御意見、御質問等ありますでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

では、特に無いということですので、本審と同様の取扱いとしたいと思いますが、いかがでしょうか。（「異議無し」と呼ぶ者あり）

それでは、本審と同様の取扱いとさせていただきたいと思います。

議事録の署名につきましては、労働者を代表する委員は田中委員にお願いしたいと思えます。使用者を代表する委員は宮城委員にお願いしたいと思えます。どうぞよろしく願います。

○田中委員 承知しました。

○宮城委員 承知しました。

○佐藤部会長 それでは、議事の3番目、鳥取県最低賃金の改正審議について、本日は第1回目の専門部会ですので、労使双方から審議に臨むに当たっての基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

では、まず先に、労働者側からお聞きしたいと思いますので、よろしく願います。

○田中委員 例年のおりなのですが、今年は、先ほど本審で申したとおり、目安が答申されたということを受け止めて、それをまず最大限尊重した上で、改正審議を、議論を深めていきたいなと思っております。

満額となった場合でも820円ですから、我々の到達目標からすれば、まだ道半ばというような思いもございます。

しかしながら、今日も使用者団体の皆さん、コロナ禍ということで、非常に懸念された発言も多かったように受け止めますので、その辺りをどう両輪を回していくか。特に行政、政府による中小企業や中小規模事業所の支援、これらを明確に出していただいて、賃上げができる環境作りというのも、この鳥取県内から行っていただきたいなと思っております。

何度も言いますが、非常に部会長も懸念されておりますけれども、28円という過去最大の目安額に対しての審議になりますが、この公労使の三者協議ということをお大事にして臨んでいきたいなと思っております。具体的にはいろいろ意見聴取等もあるようございいますから、また、アンケート調査等も出てくると、一部出ておりますけれども、これらを総合的に勘案して、しかるべきときには具体の金額を主張してまいりたいと、このように考えております。以上でございいます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、使用者側、願います。

○宮城委員 毎年、使用者側が重要視しているのは、アンケート調査の結果でして、使用者側、労働者と、それと経営に携わる方のやはりアンケートの意見の隔たりというのはあると思うのですが、そのアンケートの内容、今年もしっかり、せつかく非常に労力を使っただいてまとめていただいた資料ですので、最大限に使っていきたいと思っております。

今回の目安の引上げ額につきましては、先ほど審議会でお話ししたとおりでございますけれども、意見の中に、今日1枚のペーパーの中に全て網羅しておりますので、それを前提に審議の方を進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

その他、追加で何か言いたいという方、いらっしゃいますでしょうか。無いでしょうか。

一応、公益委員としての立場を申し上げておきますが、先ほど本審の方でも御指摘をされたところではありますけれども、公平公正な目で労働者側の御意見、使用者側の御意見を聞かせていただいて、納得の上、判断をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ我々を説得するつもりで、いろいろとお話をしていただくと助かるというところでもあります。

それで、労使それぞれの立場から基本的な考え方を今伺ったところでもありますけれども、今後、労使が共通の認識を持てる部分、また、認識が異なる部分等について、さらに意見交換をしていただいて、議論を深めていきたいと思っております。

目安の方が出ているところではありますけれども、各種調査結果等の状況等も踏まえて、三者がとにかく納得して合意ができる結果を目指して、審議を深めていきたいと思っておりますので、今後よろしくお願いたします。

では、4番目に進みたいと思っております。その他についてですが、事務局、何かありますでしょうか。

○今井賃金室長 2点ございます。

まず、今日専門部会の方でお配りした資料について簡単に御説明いたします。

〔資料説明〕

2点目でございます。これは本審の資料の97ページ、資料ナンバー20に専門部会の日程をお示ししてございます。第2回の専門部会が7月30日の金曜日9時半から、第3回の専門部会が8月2日月曜日の9時半から、第4回の専門部会は8月5日9時から、8月5日の専門部会で結審しなかった場合は、予備日として8月6日の15時30分より専門部会を予定するというところで、お示しをしているところでございますが、8月6日の関

係については、本審と併せてもう一度確認をさせていただきたいと存じます。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、今の件について何か御質問や御意見はありますでしょうか。

そうしますと、予定されている議事はこれで以上となりますので、本日の専門部会をこれにて終了したいと思います。ありがとうございました。

署名

部会長

委員

委員